

火災予防条例による指定催しの公示

大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例第50条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定催しの指定をしたので公示する。

令和4年9月30日

大曲仙北広域市町村圏組合
大曲消防署長 佐々木 伸吾

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 催しの開催場所 | 「大曲の花火」公園（協賛第2会場） |
| 2 催しの名称 | 第145回秋田県種苗交換会 |
| 3 催しの開催期間 | 令和4年10月29日から
令和4年11月 4日まで |

指定催しとは

大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例第50条の2第1項の規定に基づき、消防長又は消防署長が祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、消防長が「大規模なものとして別に定める要件」に該当すると認めるものを「指定催し」として指定します。

大曲仙北広域市町村圏組合では消防長が「大規模なものとして別に定める要件」として、以下の要件を定めています。

1. 人出予想が10万人以上と見込まれるもの。ただし、開催が複数日にわたる場合は、1日あたり最多の人出予想が10万人以上と見込まれるもの。
2. 催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える催し。
3. 消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める催し。

お問い合わせ

大曲仙北広域市町村圏組合

大曲消防署 Tel0187-63-0151